

公 告

次のとおり一般競争入札（電子入札）に付します。

なお、入札等については、関係法令に定めるもののほか、本公告によるものとします。

令和8年 9月29日

愛知県知事 大 村 秀 章

1 調達内容

(1) 工事名

愛知総合工科高校自転車置場建設工事

(2) 工事場所

名古屋市千種区星が丘山手地内

(3) 工期

令和9年3月31日まで

(4) 工事の概要

ア 愛知総合工科高校自転車置場建設工事

自転車置場 鉄骨造 平家建 延べ面積 208.04㎡

上記建物の建設工事 一式

イ 愛知総合工科高校自転車置場等取壊し工事

既存自転車置場 鉄骨造 平家建 延べ面積 604.44㎡

上記建物及び附属工作物に係る取壊し工事一式

(5) 予定価格等

ア 予定価格

金 57,277,000円（うち消費税及び地方消費税の額 金 5,207,000円）

イ 調査基準価格 無

ウ 失格判断基準 無

エ 最低制限価格 有

(6) 入札方法等

ア この入札は、あいち電子調達共同システム（CALS／EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカードにより、利用者登録を行わなければなりません。

ただし、電子入札システムにより難しい場合は、事前に承諾を得て、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

イ 詳細な入札方法等は愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事等電子入札実施要領（以下「電子入札実施要項」という。）によるものとします。

（<https://www.pref.aichi.jp/>「分類からさがす」－「しごと・産業」－「入札・契約・公売情報」－「入札契約関連情報」－「建設局・都市・交通局・建築局入札契約関連情報」参照）

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

エ 入札の回数は1回とし、入札書と併せて別に示す工事費内訳書を送信してください。

オ この入札は、参考数量内訳書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）の閲覧及び配布を電子的方法で行います。

(7) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された処理方法等を参考に積算した上で入札してください。

また、分別解体等の方法を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととします。

2 競争参加資格

本件工事の入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者としてします。

- (1) 建築工事業について、令和8年度及び令和9年度に愛知県建設局、都市・交通局又は建築局が発注する建設工事の競争入札に参加する資格を有する者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出日から本件工事の落札決定までの間、「愛知県建設工事等指名停止取扱要領」に基づく指名停止（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
- (3) 確認申請書の提出日から本件工事の落札決定までの間、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結。以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、建築工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。
- (5) この入札に参加する営業所を愛知県内に置き、当該営業所で建築工事業を営んでいること。

なお、「営業所」とは、建設業法第3条に規定する営業所をいいます。

- (6) 令和8年度及び令和9年度の愛知県建設局、都市・交通局及び建築局における入札参加資格の認定において、認定された建築工事業の総合点数が730点以上であること。
- (7) 建設業法第26条に定める建築工事業に係る主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- (8) 元請けとして、過去10年間（平成28年4月1日から確認申請書を提出する日の前日まで）に鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の新築工事又は改修工事を完了し、及び引き渡した実績（建設工事共同企業体の構成員としての実績を除く。）があること。
- (9) 配置予定の主任（監理）技術者は、参加申込書を提出する前日までに元請として完了した(8)に掲げる工事に監理技術者、監理技術者補佐（建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。以下同じ。）、主任技術者又は現場代理人として従事した経験を有する者であること。なお、監理技術者補佐として従事した経験については、専任で従事した経験に限ります。また、工事の途中で監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の交代があった場合は、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）の工事实績情報サービス（以下「コリンズ」という。）の変更届及び実施工程表等により従事した経験が確認できる場合に限り認めます。
- (10) 愛知県建設局、都市・交通局及び建築局が発注した建築工事業に係る工事（令和3年4月1日の組織再編における従前の組織の発注工事を含むものとします。ただし、建設局、都市・交通局及び建築局の従前の組織には平成31年3月31日以前の旧振興部は含みません。）のうち過去2か年度（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）に完了した工事の実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均点が60点以上であること。
- (11) 経常建設共同企業体でないこと。
- (12) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (13) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなします。
- (14) 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がある建設業者でないこと。

ア 「本件工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者です。

株式会社久米設計 中部支社 名古屋市中村区名駅三丁目22番8号 大東海ビル内

イ 「当該受託者と資本関係若しくは人的関係がある建設業者」とは、次の(ア)、(イ)又は(ウ)に該当する者です。

(7) 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、次のいずれかに該当する場合

- a 親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(4) 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、次のいずれかに該当する場合。ただし、aについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が、再生手続（民事再生法第2条第4号に規定する再生手続をいう。以下同じ。）が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

- a 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、株式会社の取締役（ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、同条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、同条第15号に規定する社外取締役及び同法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。）、同法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役、同法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）、組合の理事その他業務を執行する者でこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(7) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記(7)又は(4)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(15) 入札参加を希望する者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、愛知県建設工事関係入札者心得書（以下「入札者心得書」という。）第9条の2第2項の規定に抵触するものではありません。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- (7) 親会社等と子会社等の関係にある場合
- (4) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(7)については、会社等の一方が、再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- (7) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (4) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (7) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(16) 愛知県が発注した建設工事に関して、愛知県との間で現に係属している訴訟（裁判外紛争解決手続を含む。）の当事者でないこと。

3 入札参加資格の確認等

(1) 確認申請書等の提出

入札に参加しようとする者は、入札参加資格を確認するための次の書類を電子入札システムにより愛知県に提出

し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。ただし、電子入札システムによる送信ができない書類については、提出期間内に電子メール又は書留郵便等（以下「メール等」という。）により、「16」に記載の場所へ提出してください。

なお、入札者は、提出した書類について愛知県が説明を求めたときは、速やかにこれに応じなければなりません。

ア 提出書類

- (ア) 一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（様式1）
- (イ) 資格要件確認書（様式2）
- (ウ) 配置予定の技術者の資格等（様式3）
- (エ) 同種工事の施工実績（様式4）
- (オ) 上記書類に添付する入札参加資格を確認できる書類

イ 提出期間

令和8年9月29日（火）午前9時から令和8年10月13日（火）午後5時まで

ウ 提出部数

1部

エ その他

- (ア) 提出書類に要する費用は、提出者の負担とする。
- (イ) 提出された書類は、原則として公表せず、資格の確認以外の目的では使用しない。
- (ウ) 提出された書類は、申請者には返却しないものとする。

(2) 確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、令和8年10月19日（月）までに電子入札システムにより通知を予定しています。期限までに確認申請書等を提出しない者及び確認申請書等を確認した結果、入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

入札参加資格確認結果において参加資格が認められずその理由を求めるときは、令和8年10月20日（火）午前10時まで（必着）に申立書を「16」に記載の場所にメール等により提出してください。

4 入札・入札関係図書の配布等

(1) 設計図書について

令和8年9月29日（火）から令和8年10月21日（水）までの間に、あいち電子調達システム（CALS／EC）の稼働時間内に、入札情報サービスの入札公告からダウンロードして入手してください。

〈アドレス〉 <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

なお、設計図書がダウンロードできない場合などは、「16」の場所へ問い合わせてください。

(2) 本公告及び入札関係図書に対する質問等

ア 本公告及び入札関係図書（設計図書を除く。）に対する質問（技術資料を作成するために必要な質問を含む。）は、次のとおり文書（様式自由。ただし愛知県知事あてとして、代表者名により提出してください。）を郵送（書留郵便に限る。）、電子メール又は持参することにより受付期間内必着で提出してください。

(ア) 受付場所

「16」に同じ

(イ) 受付期間

令和8年9月30日（水）から、令和8年10月7日（水）まで

ただし、持参する場合は、上記期間（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

イ 設計図書に対する質問は、設計図書に同封する発注説明書により提出してください。

ウ 上記の質問に関する回答は、令和8年10月19日（月）までに行います。

なお、その回答書は、あいち電子調達共同システム（CALS／EC）の「入札情報サービス」において、本件入札公告を掲示しているダウンロードページに添付資料として掲載します。

5 入札書及び工事費内訳書の提出

令和8年10月21日（水）午前9時から令和8年10月22日（木）午後5時まで

（電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日及び休日を除いた日の午前8時から午後8時まで）

6 開札予定日時及び開札場所

令和8年10月23日（金）午前10時

愛知県県民文化局学事振興課高専設置準備室

7 入札保証金

入札保証金の納付については、免除します。

8 入札の無効

(1) 愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条（入札の無効）及び電子入札実施要領第15条（電子入札の無効）に該当する入札は、無効とします。

(2) 本公告に示す入札参加資格のない者が行った入札、提出書類等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札者心得書において示す条件等の入札に関する条件に違反した入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

なお、落札決定時において2に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当します。

また、入札書受付締切予定日時までに送信のない入札、必要な提出書類のない入札、電子署名及び電子証明書のない入札も無効とします。

(3) 工事費内訳書の内容に不備（入札書の提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）がある場合には、無効とします。

なお、建設工事における適正な労務費の確保等のため、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入札契約適正化法）」が改正され、公共工事の入札の際に入札金額の内訳として、労務費を始めとする各経費を記載することが義務付けられました。各経費の種類及び考え方については、以下のURLに掲載されている「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」を確認してください。今回改正部分である労務費を始めとする各経費について工事費内訳書の記載に不備があった場合でも入札を無効とはしませんが、記載内容について確認を行う場合があります。（今回改正部分以外の内訳書の記載内容については、従前どおり不備があれば無効となります。）

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tkl_000001_00026.html

9 落札者の決定方法

1 (5) アの予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札価格のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者としてします。

なお、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札価格のうち、最低の価格をもって入札をした者が複数いた場合は、電子くじにより落札者を決定します。

10 契約書作成の要否

要（愛知県公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）のとおり。）

11 契約の保証

(1) 落札者は、財務規則第129条の2の規定に基づく契約保証金を納めなければなりません。

(2) 落札者が、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全額又は一部の納付を免除するものとします。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 県を債権者とする公共工事履行保証証券による保証を付したとき。

(3) 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア 有価証券（利付き国債又は愛知県公債）の提供

イ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社）の保証

(4) (1)から(3)までに掲げる契約の保証は、契約の締結時までには付さなければなりません。

12 支払条件

約款の規定及び特約条項に基づき前金払及び部分払を行います。その条件については次のとおりとします。

(1) 前金払

約款第36条第1項の前金払の率は、10分の4とする。

(2) 中間前金払

ア 中間前払金の支払請求は、工期の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、その進捗において要した経費が請負代金額の2分の1以上に相当するものでなければすることができない。

イ 中間前金払を行う前に請負代金額が減額となった場合は、前払金及び中間前払金の合計額が、請負代金額に10分の6の割合を乗じて得た額を超えてはならない。

ウ 中間前金払を行う前に部分払を請求した場合は、中間前払金を請求することはできない。

(3) 部分払

中間前払金を請求した場合は、部分払を請求することはできない。ただし、当該年度末において工事を完成させることができなかった場合は、当該年度末に部分払を請求することができる。

13 関連情報を入手するための照会窓口

「16」に同じ。

14 特定の不正行為に対する措置

- (1) 本件契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、損害賠償を請求します。また、損害賠償の請求にあわせて本件契約を解除することがあります。
- (2) 本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがあります。
- (3) 契約を締結するまでの間に、落札者が愛知県建設工事等指名停止取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合、又は、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置（以下「排除措置」という。）の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがあります。この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負いません。
- (4) 本件契約の締結後、請負者が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合には、本件契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。
- (5) 本件契約の履行にあたって、請負者が工事の下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）を締結した場合において、下請契約等の相手方が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、発注者は、下請契約等の解除を求めることがあります。このとき、請負者が下請契約等の解除に応じなかった場合は、請負者との契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負いません。

15 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 現地説明会等

提出書類の作成説明会及び現地説明会は、実施しません。

(3) 工期の変更

1 (3)に示す工期は、事情により変更することがあります。

(4) 公正かつ適正な入札の確保

入札参加者は、この公告、入札者心得書及び電子入札実施要領を熟読し、公正かつ適正に入札してください。

(5) 契約締結後の技術提案

- ア 工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案（以下「VE提案」という。）することができます。提案を採用する場合には、変更契約を行います。詳細は設計図書によります。
- イ VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとします。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではありません。
- ウ 本工事のVE提案を適正と認めることにより、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った建設業者の責任が否定されるものではありません。

(6) 配置予定の主任（監理）技術者等について

- ア 落札者は、提出書類に記載した配置予定の技術者を本件工事の現場に配置しなければなりません。
- イ 提出書類の提出時に配置予定の技術者を特定できない場合は、複数の候補者を記載することができますが、記載する全ての者がこの公告に示す技術者としての条件を有していなければなりません。
- ウ 建設業法第26条第3項の規定により工事現場ごとに専任の技術者を配置しなければならない場合において、工事工期が重複する複数の工事（他の機関の発注分を含む。）に同一の技術者を配置予定の技術者とした入札に参加しているときは、それらの工事の入札のうち一つの入札の落札者又は落札候補者と決定された時点で、それ以降に行われるその他の入札を辞退しなければなりません。この場合は、入札書の提出期間内に、電子入札システムにおいて入札辞退届を送信してください。
なお、入札書を送信した後に辞退する事由が発生した場合は、「16」の場所に辞退する旨を連絡し、速やかに辞退届を書面で提出してください。
- エ 実際の工事に当たって、提出書類に記載した配置予定の技術者を変更できるのは、死亡、疾病、出産、育児、介護又は退職等の場合に限ります。

(7) 施工体制等の点検・調査について

工事施工中又は施工後に、施工体制等について点検・調査を行うことがあります。点検・調査の対象となった場合、当該点検・調査に協力しなければなりません。点検・調査に協力しなかった場合、又は点検・調査に虚偽の申告をした場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがあります。

(8) 電子メールについて

電子メールを利用して書類を提出する場合、添付ファイルの大きさは15MB以下でなければ受け付けることができませんので注意してください。なお、電子メールにより書類を提出する場合は、受信確認を行うため、送信後に提出した旨を電話連絡してください。県において電子メールの受信が確認できない場合には、当該書類は期限内に県に提出されなかったものとみなします。

16 問い合わせ先

愛知県県民文化局学事振興課高専設置準備室

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-746-9358（ダイヤルイン）

電子メール kousen-junbi@pref.aichi.lg.jp

一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書

令和8年 月 日

愛知県知事殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

一般競争入札に参加を希望しますので、下記のとおり申請します。

また、申請書その他提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。なお、事実と相違している場合は、いかなる不利益な取扱いを受けても、異議を申し立てません。また、それにより損害を与えた場合は、無条件で賠償します。

記

1 公告年月日

令和8年 月 日

2 業務名

愛知総合工科高校自転車置場建設工事

3 路線等の名称

名古屋市千種区星が丘山手地内

4 入札参加資格確認申請書記載責任者（申請書の内容について答えられる方）

氏 名	
会 社 ・ 部 署 名	
電 話 番 号	
メー ル ア ド レ ス	

資 格 要 件 確 認 書

愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく「指名停止措置」の有無		☐ 該当なし
愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置の有無		☐ 該当なし
「建築工事業」に係る建設業の許可 ※ 「建設業の許可について」等の写しを添付すること	一般・特定の別	() 建設業の許可
	知事許可・大臣許可の別	【記載例】(愛知県知事) 許可 () 許可
	許可番号	【記載例】(特一〇) 第00000号 (-) 第 号
	許可の年月日	年 月 日
	許可の有効期限	年 月 日
この入札に参加する「営業所」の名称及び所在する市町村 ※ 「営業所一覧表」等の写しを添付すること。	営業所の名称	【記載例】本店、〇〇支店
	所在する市町村	【記載例】〇〇市、△△郡××町
愛知県建設局、都市・交通局及び建築局「令和8・9年度入札参加資格者名簿」における「建築工事業」の総合点数	「建築工事業」の総合点数	点
※ 愛知県建設局、都市・交通局及び建築局における上記の総合点数が確認できるもの(電子入札システムにおいて格付結果情報を照会した画面を印字したもの等)を添付すること。		
配置予定の技術者の資格等		様式3のとおり
同種工事の施工実績		様式4のとおり
愛知県建設局、都市・交通局及び建築局が発注した「建築工事業」に係る建設工事の工事成績評定点の平均 ※ 対象工事の「工事成績評定結果」の写しを添付すること	工事実績がある場合(平均点を記載する)	点
	工事実績がない場合(□にチェックを入れる)	☐ 実績なし
経常建設共同企業体に該当の有無		☐ 該当なし
地方自治法施行令第167条の4の規定に該当の有無		☐ 該当なし
民事再生法又は会社更生法に基づく手続開始の申立ての有無		☐ 該当なし
設計業務等の受託者との資本関係又は人的関係における関連の有無		☐ 該当なし
他の入札参加希望者との資本関係又は人的関係における関連の有無		☐ 該当なし

注) 各欄の「☐ 該当なし」又は「☐ 申請済み」の□にチェックを入れること。これらの項目のいずれかに該当する者又はパスワード申請をしていない者は、入札に参加することができません。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

配置予定の技術者の資格等

会 社 名				
技 術 者 氏 名 ※ 入札参加者と直接的かつ恒 常的な雇用関係（3か月以上 ）があること。		氏 名		
		生 年 月 日 （ 年 齢 ）	年 月 日 （ 歳 ）	
		※ 上記の者と継続した雇用関係にあることが証明できるもの監理技術者資格者証を所持する者の場合は監理技術者資格者証、所持しない者の場合は、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し（事業所整理記号及び被保険者整理番号をマスキングしたもの）又はこれらに準ずる資料等を添付すること。		
法令による資格・免許等 ※ 「建築工事業」に係る技術者としての資格を証明できるものを添付すること。		【記載例】 一級（二級）建築施工管理技士：00年00年取得（登録番号：000） 〇〇工事業に係る監理技術者資格者証：00年00当初交付（現在の交付番号：000） 実務経験〇年〇月（実務経験による資格の場合に記入し、経歴のわかる実務経験証明書等を添付すること。）		
技術者の参加資格施工実績	工 事 名			
	発 注 機 関 名			
	工 事 場 所			
	工 期 （うち従事期間）	(年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで)		
	請 負 金 額	金 円 (税込)		
	従 事 職 名 (□にチェックを入れる)	☐ 監理技術者 ☐ 監理技術者補佐（専任） ☐ 主任技術者 ☐ 現場代理人		
	工 事 概 要	建 築 物 の 構 造 (□にチェックを入れる)	☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造	
		工 種	☐ 新築工事 ☐ 改修工事	
		受 注 形 態 等 単 体 ／ 共 同 企 業 体 (出 資 比 率)	単体 ※ 共同企業体の構成員としての実績を除く。	
※ 上記工事の内容が確認できるもの（公共工事はコリンズ登録内容確認書（工事カルテ）等の写し、民間工事は建築物の構造等が記載されている契約書、図面、仕様書、従事職名が記載されている施工体制台帳等の写し）を添付すること。				
申請時の他工事従事状況	工 事 名			
	発 注 機 関 名			
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで		
	従 事 職 名			
	本件工事と重複する場合の対応措置			

注) 配置予定の技術者を特定できず、複数の候補者がいる場合は、技術者ごとに別葉にして提出すること。その場合は、全ての者が資格条件を有していること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

同種工事の施工実績

工 事 名 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで
	請 負 金 額	金 円 (税込)
	受 注 形 態 等 単体／共同企業体 (出 資 比 率)	単体 ※ 共同企業体の構成員としての実績は除きます。
工 事 概 要	建 築 物 の 構 造 (□にチェックを入れる)	☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造
	工 種	☐ 新築工事 ☐ 改修工事
	そ の 他 参 考 事 項	

※ 上記工事の内容が確認できるもの（公共工事はコリンズ登録内容確認書（工事カルテ）等の写し、民間工事は建築物の構造等が記載されている契約書、図面、仕様書、従事職名が記載されている施工体制台帳等の写し）を添付すること。

なお、配置予定の技術者の資格等（様式2）の「技術者の参加資格施工実績」として記載する工事と同一の工事を施工実績とする場合は、添付資料を省略することができます（同一の疎明資料を重複して提出する必要はありません。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。